

# 日本における安全なまちづくり 「セーフコミュニティ」の10年間の実績に 関する考察

白石 陽子

## Impacts of 10 Years of Safe Community Programs on Communities in Japan

Yoko SHIRAISHI

Abstract

There are currently 16 communities working on Safe Community (SC) programs which Kameoka City firstly launched in Japan in 2006. This study aims to see impacts of the SC programs among the Japanese communities in this decade. Changes are determined with the written materials, interviews to personnel in charge of SC programs and the mayors of the communities. Observation study was also made at the meetings of the SC steering committees and taskforce committees. The qualitative changes are identified in the establishment of the cross sectoral collaboration, set up of the cycle of community diagnose - intervention - evaluation, and empowerment of the communities through SC programs. Moreover, communities with some years of experience have started to show quantitative outputs and outcomes of community safety promotion. It can be suggested that the strategies of community safety promotion to fulfill the SC's seven indicators can be applied to other fields for community development.

### 1. はじめに

近年、我が国においては、防災や防犯、まちづくりなどの視点から「協働」や「共助」の重要性が改めて認識されるようになってきている。特に、地方行政においては、住民の生活様式や価値観、ニーズの多様化や地方分権など制度の変化などともなって業務の範囲や責任が拡大す

る一方で、財政難や人材不足などの課題を抱えており、行政サービスの限界に直面している。そのため、これまでのように自治体運営を行政だけで行うのではなく、市民や地域の組織・団体などとの協働によって進めることが今まで以上に求められるようになってきている。

しかし、従来から行政を補完し、地域との橋渡しを担ってきた自治会や町内会等の地縁組織（以後「自治会」とする）の機能は、会員の減少と高齢化ともに低下しており<sup>1</sup>、これまでのように自治会に頼るだけでは「協働」は成り立たなくなってきた。

そのようななか、安全の向上はもちろんであるが、地域の再構築の方策として分野横断的な協働を基盤とする安全なまちづくり活動「セーフコミュニティ（Safe Community 以下「SC」とする）」が着目されている。本稿では、SCが日本に導入されて約10年の月日を経るなかで、どのように取組まれているか整理する。そのうえで、地方自治体がSCの導入によって経験している変化と課題について考察を加える。

### 1.1. セーフコミュニティとは<sup>2</sup>

SCとは、市町村やその一部の地域が取組む安全なまちづくり活動であり、SCを推進する International Safe Community Certifying Center（以後、「国際SC認証センター」とする）は、WHOとの協働センターであった当時<sup>3</sup>、SCに取組むコミュニティの単位を次の通り定めた。

*セーフコミュニティになりうるのは、全ての年齢・性別、地域をカバーする安全向上及び傷害・暴力・自殺の予防、自然災害に関する被害（傷害）被害の予防に取組み、国際的ネットワークの一員として正式に認められた基礎自治体あるいはそれらが属する郡（州）や区である。（筆者訳）<sup>4</sup>*

つまり、地理的境界を共有するコミュニティを単位とした活動であるが、それが市町村など基礎自治体を単位とするとは限らない。海外の事例でいえば、基礎自治体が属す州や県、郡といった上位行政体や基礎自治体の一行政区域、あるいは鉱山や工業地域などを中心として形成された集落を単位として認証されている事例もある。さらに、アメリカでは大学がSC認証を受けている。アメリカの大学には、キャンパス内に銀行や飲食店などからなる商業エリアや職員や学生がする住居エリアがあるとともに、教職員家族のための保育施設や教育施設さらには大学警察なども設置されており、これらが一つのコミュニティを形成しているからである。

ただし、これらのコミュニティも、市区町村あるいは州・省・県などの地方行政体との連携・協働なくSCを進めることはない。SCの7指標<sup>5</sup>において、「分野及び組織を横断して連携する体制」を条件としているため、コミュニティが属する行政や政治体制との連携および協働の関係は不可欠である<sup>6</sup>。

これらの事例をはじめ、SCに取組むコミュニティは全てSCの7指標にそって活動を進めており、この指標を満たしていることが確認されると国際SCネットワークの一員として認証される。

- 指標 1. 分野の垣根を越えた協働を基盤とした推進組織を設置
- 指標 2. 両性・全年齢、あらゆる環境・状況をカバーする長期プログラムを継続して実施
- 指標 3. ハイリスクの集団・環境および弱者を対象としたプログラムを実施
- 指標 4. 根拠ある取組を実施
- 指標 5. 外傷が発生する頻度とその原因を記録するプログラムを実施
- 指標 6. プログラムの内容・実施行程・影響をアセスメントするための評価基準を設置
- 指標 7. 国内・国際的な SC ネットワークへ継続的に参加

## 1.2. SC 普及の背景とあゆみ<sup>7</sup>

SC の基盤となる取組みは、1975 年にスウェーデンにおいて始まった。全ての年齢層・環境・状況を対象とした包括的な手法によって外傷の発生をコントロールする試みがスカラーポリ郡ファルシェーピング (Falköping) において始まった。まず、1978 年にコミュニティにおける傷害の記録が開始された。翌年、そのデータ分析をもとに傷害を予防するための対策が始まり、3 年間で職場・家庭における受傷及び交通事故による受傷は 27% 減少した<sup>8</sup>。この試みは、周辺のリードシェーピング (Lidköping) やムータラ (Motala) でも導入され、1980 年代初期には、これらの自治体間での SC に関するネットワークが構築された。さらに、その後、ノルウェーのハルスタート (Harstad) やオーストラリアの幾つかのコミュニティでもこれらの取組みが始まり、国を超えたネットワークが構築されていった。

その後、健康課題として傷害に関心を寄せていた世界保健機関 (WHO) とのこれらの取組みの推進メンバーとの協力関係が構築され、1989 年にはこの取組みをけん引した Leif Svanström 氏が所属するカロリンスカ医科大学に地域の安全向上推進にむけた WHO との協働センター (WHO Collaborating Center on Community Safety Promotion: 以後 WHO CCCSP と記す) が設置され、SC の認証制度が始まった。以来、国や地域を超えてその概念と活動は広がり続け、2016 年 10 月末現在では、373 のコミュニティが SC として認証されている。なかでも、近年はアジア地域での活動が活発になっている。

アジアにおいては、1980 年代半ばにタイのワン・コイというコミュニティで SC の基盤となる取組みが展開され、1991 年に世界で 3 番目の SC として認証された。しかしながら、その取組みは継続されず、周辺の地域や国に普及するまでには至らなかった<sup>9</sup>。その後、アジアで SC が再び活発になったのは 1990 年代半ばであった。台湾や韓国の研究者が 1990 年代半ばから 2000 年にかけて SC に関心をもち、それぞれの国内で SC 活動の普及を始めた<sup>10</sup>。2002 年ごろには中国本土にも SC の概念が紹介され、SC への関心が高まり始め、現在は約 100 のコミュニティが SC として認証されている。

我が国においては、2000 年ごろから一部の公衆衛生分野の研究者等が SC の概念に関心を寄せた。また、SC を推進する「セーフティプロモーション (Safety Promotion)」というアプローチへの関心も高まったが、コミュニティレベルにおいて公式に活動が始まったのは、2006 年に京都府亀岡市が京都府からの打診を受けて正式に取組みを宣言してからである。

表 1：日本において SC に取組む自治体（認証順）

認証順	コミュニティ名	着手	初回認証年月日	人口（人）
1	京都府亀岡市	2006年	2008年3月	90,694（2016年4月）
2	青森県十和田市	2007年	2009年8月	63,014（2016年9月）
3	神奈川県厚木市	2008年	2010年11月	225,383（2016年10月）
4	長野県箕輪町	2010年	2012年2月	25,057（2016年10月）
5	東京都豊島区	2010年	2012年11月	283,835（2016年10月）
6	長野県小諸市	2010年	2012年12月	43,121（2016年10月）
7	神奈川県横浜市栄区	2010年	2013年10月	122,550（2016年9月）
8	大阪府松原市	2011年	2013年11月	121,642（2016年9月）
9	福岡県久留米市	2011年	2013年12月	306,796（2016年10月）
10	埼玉県北本市	2011年	2014年2月	67,960（2016年3月）
11	埼玉県秩父市	2012年	2015年11月	64,708（2016年10月）
12	鹿児島県鹿児島市	2012年	2016年1月	604,936（2016年10月）
13	滋賀県甲賀市	2012年	2016年2月	91,867（2016年10月）
14	大阪府泉大津市	2014年	2016年10月	75,624（2016年10月）
15	福島県郡山市	2015年	2017年（予定）	335,767（2016年10月）
16	埼玉県さいたま市	2016年	2018年（予定）	1,279,788（2016年10月）

出典：筆者調べ（2016年10月末現在）

亀岡市は、2006年7月にSCに着手し、2008年3月に日本で初めてSCとしての認証を受けた。それ以降、次第にSCは日本国内でも広がり始め、2016年10月現在では、16自治体及びその一部の区がSCに取り組んでおり、そのうち14自治体が認証されている。このうち亀岡市、十和田市、厚木市の3自治体は、5年ごとの再認証をへて2回目の認証を経て取り組みを継続している。

### 1.3. 研究の対象と方法

本稿では、日本でSCに取り組んでいるこれらの16コミュニティ（表1）において、SCを通してどのような変化が認められるかを定性的、定量的な視点からみていく。定性的な面については、「体制」、「仕組み」、「対策（の内容）」「(取組の)推進力」および「継続性」における変化を確認する。定量的な側面としては、SCによる安全向上に関する取組み（行政の事業や地域での活動）の量および外的要因による受傷の状況の変化を見ていく。特に、各コミュニティが重点課題に対して設置している「対策員会」が取り組んでいる傷害の状況や対象者の意識や行動の変化に着目する。

なお、SCに取り組んでいる期間はコミュニティによって異なるため、取組み期間に応じて図1のとおり4つのグループに分類する。なお、これら16コミュニティ以外にも京都市北区がSCに取り組んでいた。京都市北区は、2012年にSC活動に関心をもち、その手法を導入したま

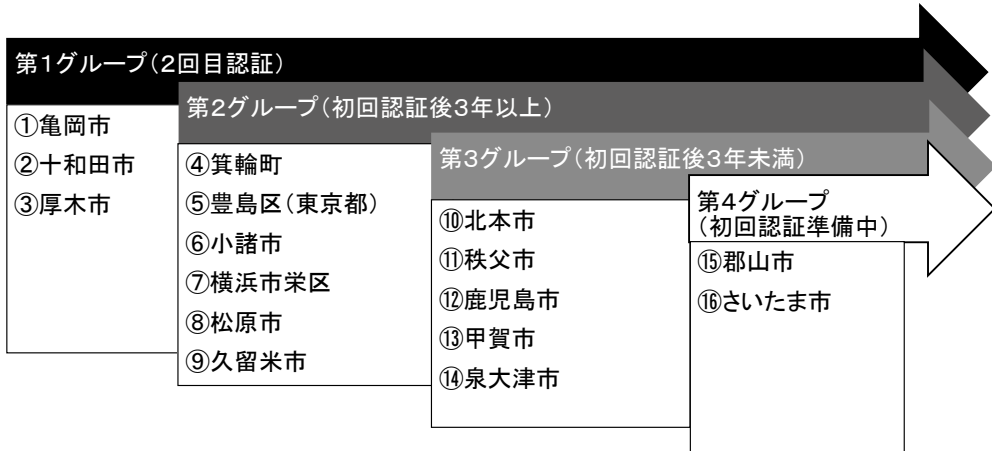


図 1：SC に取組む自治体

出典：筆者作成

ちづくりを進めていたが、当初から SC としての認証を目指していなかったことと 2016 年度からは SC を継続する体制が整わなかったことから、現時点では正式に SC に取り組んでいるとはいえないと判断し、今回の研究対象には含んでいない。そのため、今回は、京都北区を除く、これら 16 コミュニティにおいて、下記の資料や関係者等への聞き取り調査によって情報を収集した。

表 2：情報の種類と収集方法

	情報源	第 1-3 グループ	第 4 グループ	備考
定量データ	年間活動レポート	✓	(*)	
	アンケート調査	✓	✓	
	各種統計データ	✓	✓	
	現地審査での報告資料		(*)	
	その他	✓	✓	パンフレット、冊子等
定性データ	年間レポート	✓	(*)	
	首長へのヒアリング	✓	(*)	
	行政 SC 担当者へのヒアリング	✓	✓	
	参与観察（会議）	✓	✓	推進協議会会議、外傷サーベイランス会議、対策委員会 等
	現地審査等での報告資料	✓	(*)	
	その他	✓	✓	

(\*) については、認証前の自治体は作成していない。

出典：筆者作成

## 2. SC 活動によってみられた変化

### 2.1. 定性的変化

定性的な変化については、まず、各コミュニティでみられる変化を列挙し、「体制」「仕組み」「推進力」「対策」「継続性」に分類した。そのうえで、それぞれの自治体における変化の状況を確認した。取組みを促進する変化については「+1」、停滞あるいは後退させる変化には「-1」のポイントを付加した。（変化なしは「0」）

表3：SC 活動を通して確認された変化とスコア

指 標		変化の内容（ポイント）	
体 制	庁舎内協働	対策委員会への関与	・対策委員として（1） ・事務局として（1）
		庁舎内組織の設置	・タテの調整機能（多層）（1） ・管理級のヨコの連携（単層）（1）
		その他	・庁内サポーター（1）
	分野横断的協働体制	推進協議会	・地域代表（1） ・関連組織代表（1） ・行政代表（1）
		対策委員会	・地域代表の参加あり（1） ・関連組織代表の参加あり（1） ・行政代表の参加あり（1）
	その他の協働体制（警察組織など）		・警察組織内での SC 支援組織（1）
	地域・市民の参画（対策委員会への参加以外）		・地縁組織（モデル地区など）（1）
・テーマ型組織（1）			
・個人（ボランティアなど）（1）			
・企業（1）			
仕 組 み	安全診断	主観的側面（ワークショップ等）	・ワークショップ実施（1） ・その他（1）
		客観的側面（データ収集・分析）	・（事務局による）データ収集分析（1） ・サーベイランスが機能（地域診断）（1）
		アンケート調査の実施	・アンケート調査の定期的な実施（1）
	対策の推進	根拠に基づいた取組み	・すでに根拠が示されている取組を行う（1） ・課題に対応した対策を企画・実践する（1）
	アセスメント	内部評価	・内部で振り返りを行っている（1） ・ロジックモデルが機能している（1）
		外部評価 （SC 支援センターによる）	・年間レポートを提出している（1） ・サーベイランス委員会が機能（評価）（1）
推 進 力	トップダウン	首長の関与、リーダーシップ	・SC 推進に消極的（-1） ・SC を推進（0） ・特に積極的に SC を推進（1）
	ボトムアップ	市民の主体性	・低くなっている（-1） ・変化なし（0） ・高くなっている（1）

（続き）

指 標			変化の内容（ポイント）
対 策	対策の変化	各対策委員会の取組み	・対象の拡大・変更（1）
			・既存の取組み内容の変更・改善（1）
			・取組の頻度・回数、参加者数増加（1）
			・関与者の増加（1）
			・新しい取組み開始（1）
		・取組の継続（1）	
		モデル地区等での展開	・モデル地区での独自の取組み（1）
継 続 性	首長のコミットメント		・市長の変更なし（0） ・新市長で継続（1） ・新市長で変更（ネガティブ）（-1）
	SC 継続の仕組み		・条例（1） ・総合計画等への明示（1） ・その他（1）
	周知活動		・SC フェスタ等（1） ・パンフレット・ポスター等（1） ・ウェブサイト（1） ・ニュースレター（1）
	再認証への取組み		・再認証を終えた（1） ・再認証の準備（事前指導）を終えた（1） ・再認証を迎えていない（0）

出典：筆者作成

上記の表に基づいて、各自治体における SC 導入による変化について数値化したところ、次の通りとなった（表4）。

表4：各自治体のスコア（全46ポイント）

確認された変化	第1グループ			第2グループ						第3グループ				第4グループ		
	亀岡	十和田	厚木	箕輪	豊島	小諸	栄区	松原	久留米	北本	秩父	鹿児島	甲賀	泉大津	郡山	さいたま
体制（16）	13	10	14	11	10	11	9	11	11	11	11	13	11	12	9	6
仕組（11）	9	6.5	8	9	7	6	8	9	7.5	6	7	7	7	3.5	3	2.5
推進力（2）	7	6	7	7	6	5.5	6	6	6	5.5	6	6	6	6	0.5	0
対策（7）	1	2	2	2	1	1	1	2	2	0	2	2	2	2	1.5	0.5
継続性（10）	8	6	7	5	3	1	5	4	5	1	4	3	3.5	4	2	2
合計（46）	38.0	30.5	38.0	34.0	27.0	24.5	29.0	32.0	32.0	23.5	30.0	31.0	29.5	27.5	16.0	11.0

（ ）内は合計ポイント

出典：年間報告書及びSC担当者ヒアリングをもとに筆者作成

続いて、この数値を参考に「体制」「仕組み」「推進力（マンパワー）」「対策」「継続に向けた工夫」に関して具体的な変化をみていく。

### 2. 1. 1. 取組み体制における変化

体制については、前述したSCの7指標のうち「指標1」において分野および組織横断的な協働体制の設置が求められていることから、16の全てのコミュニティにおいて高い数値が示されている。具体的に協働の在り方についてみていくと、「行政内の協働体制」と「地域の関連組織と行政との協働体制」が構築されている。

まず、庁舎内の協働体制をみると、部長・課長など各レベルでの会議体を設置し、多分野にわたるSCの推進にあたって行政としての統一性を図り、取組みの方向性や進捗状況など理解の共有を図っている（図2の「SC推進本部会議」や「SC推進調整会議」に該当）。加えて、重点領域に対して設置される対策委員会（図2の「SC対策委員会」に該当）<sup>11</sup>への関与がある。まず、対策委員会の事務局は、重点課題の関連部課が担っていることが多い。これらの事務局は、「対策委員会事務局調整会議」等を通して他の事務局と情報を共有し方向性を調整している。さらに、重点課題に関連する部課の課長級職員が行政代表として対策委員会の委員となっている。このように対策委員会事務局や対策委員を務める担当課の代表を通して、対策委員会で議論される問題点や対策に関する情報が行政施策に反映されていく。加えて、小諸市や北本市、秩父市のように庁内の直接重点課題に関係のない部課に所属するがSCに関心がある職員もSCに関与できるよう「庁内サポーター制度」を設けている自治体もある。

全市（町）的な包括的な協働体制としては、安全向上に関連する組織の代表からなる「SC推進協議会」が設置されている（図2の「SC推進協議会」に該当）。いずれも、市や町、警察

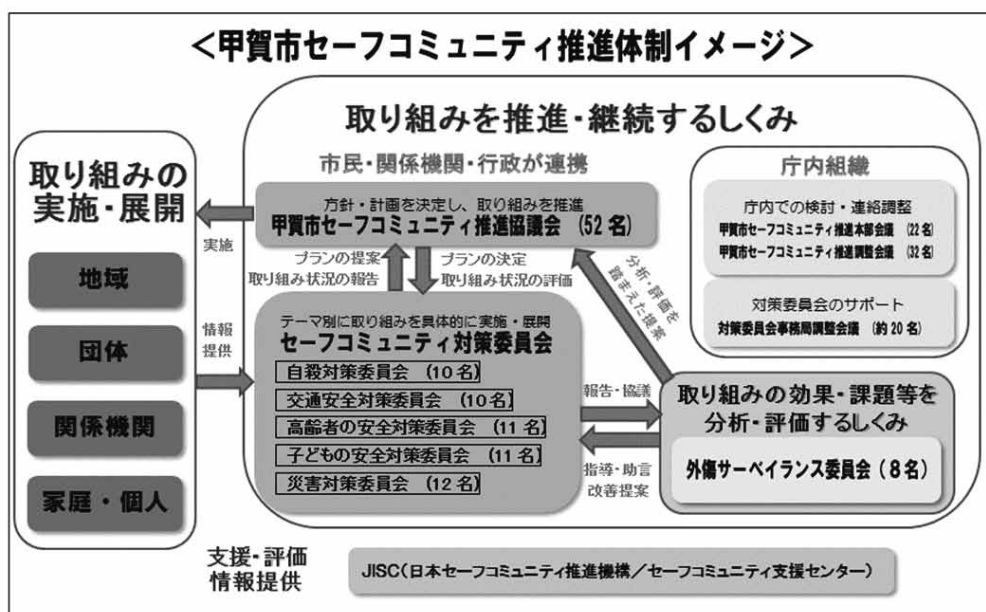


図2：SC推進体制の例（滋賀県甲賀市）

出典：甲賀市SC認証申請現地審査報告資料より



や消防などの行政組織の代表から自治会連合会長など地縁組織の代表、防犯協会などの安全課題に関する組織の代表などによって構成される。その規模は様々であり、多分野にわたる項目を具体的に議論できるように30～40人程度に絞っている場合とSCの各種活動等について周知することを目的に対象を広げて100人近くになる場合もある。また、市町村合併を経ているコミュニティに関しては、警察や消防などをはじめとする各種組織が合併前の旧自治体ごとに存在しており、各々が推進協議会に加わることから、結果として構成メンバーが多くなっている場合もある。いずれにしても、SCを始めるまではこのように地域のキーパーソンが一堂に会する機会はなかったという自治体がほとんどであった。

各種データの分析をもとに設定された重点領域において対策を講じる、実働レベルの協働組織として「対策委員会」等（以下、「対策委員会」と記す）が設置されている（図2の「SC対策委員会」）。その設置数は、自治体の人口規模とは大きな関係はなく、それぞれの自治体が設定する重点領域の数に対応している（表5）。近年では、まずは5～6対策委員会を設置し、取組みが進む中で追加していきたいという意向がみられる。それぞれの対策委員会は、行政（担当課）、地域組織、関連組織などの代表10名～20名からなり、重点課題の設定、対策の企画・実践、評価を行っている。表5の網掛け部分については、既存の組織を活用したものであるが、それ以外は、SCの導入を契機に新たに設置された対策委員会が組織を超えた横断的なプラットフォームとなり、ヨコのつながりを構築している。

表5：対策委員会の設置状況

	亀岡	十和田	厚木	箕輪	豊島	小諸	栄区	松原	久留米	北本	秩父	鹿児島	甲賀	泉大津	郡山	さいたま	
対策委員会数	7	8	9	5	11	5	8	7	8	7	8	7	5	6	6	5	
不慮の要因	就学前児童	✓		✓	✓	✓		✓		✓	✓	✓		✓	✓	✓	
	学校安全（含ISS）	*4	✓	*4	✓	*4	✓	*4	✓	*4	*4	✓	✓	✓	✓	*4	
	労働安全		✓	✓							*2					*3	
	高齢者安全	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
	交通安全	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓		
	自転車安全			✓		✓											✓
	災害時の安全		✓	✓	*1	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	*3	
	余暇・スポーツ安全	✓	✓					✓									
意図的 要因	防犯	✓		✓	*1	✓		✓	✓	✓	✓			✓	✓		
	暴力（虐待）予防		✓		*1	✓	✓		✓			✓				✓	
	児童虐待					✓	✓		✓								
	自殺予防	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	✓	
その他	自然の安全										*2						
	障がい者の安全					✓											

\*1：暮らしの安全 \*2：自然の安全 \*3：災害と環境の安全 \*4：国際セーフスクール<sup>12</sup>

■：既存の組織を活用

そのほかにも、小諸市や鹿児島市などでは、県および地元の警察が積極的に SC を支援しており、署内で多層的な支援組織を立ち上げている。

また、亀岡市、厚木市、箕輪町、鹿児島市などでは、モデル地区を設定して取組みを重点的に進めている。亀岡市、厚木市、箕輪町では、自治会単位等で SC を推進する組織を設置している。鹿児島市の場合は、対策委員会が企画した取組みを「モデル地区」あるいは「モデル組織・団体」において実践している。似たような手法として、豊島区の「区民ひろば」の活用もある。区民ひろばは、世代を超えて地域の住民が集い、活動する小学校区単位で設置された施設で、そこで SC 活動を実施し、関連情報を発信している。

### 2.1.2. 対策を進める仕組みにおける変化

SC 活動の進め方をみると、①安全診断→②診断結果に基づいた対策→③対策の内容及び成果の評価の3つのステップが導入されている。

これまでは、行政や地域の各種団体・組織など安全に関する取組みを行っているアクターは、個別あるいは行政主導のもとで対策を進める傾向があり、課題に対して関連アクターがフラットな関係で協働して取組むということはあまりみられなかった。そのためこの3ステップは、個別に実践されていても全市（町）レベルで包括的に実践されていなかった。例えば、交通安全や犯罪予防などのキャンペーンは、従来から警察や市町村行政、防犯協会や交通安全協会などの関係組織が個々あるいは部分的に連携して定期的に行なっていた一方で、取組みの効果の確認については、全市（町）の交通事故件数や犯罪発生件数など大まかなものを参照するケースが多かった。しかし、SC の導入によって、関係組織や団体が協働で対策を講じることで、独立変数と従属変数が明確になった。例えば、これまでは交通安全キャンペーンに対する評価は、参加者や啓発グッズの配布数、あるいは交通事故発生件数等様々であったが、ロジックモデルを導入することによって、より体系的な評価の枠組みが設定された。また、日本セーフコミュニティ推進機構等による外部評価の仕組みも導入されている。

### 2.1.3. 推進力（マンパワー）における変化

SC 活動を通して、協働の体制と体系的な取組みを推進する仕組みが構築されるが、実際に SC を推進するには、それら「体制」と「仕組み」を活用する「力（以後、「推進力」とする）」が必要である。韓国に SC の概念を導入し、SC 認証を支援してきた韓国 SC の第一人者であるチョ・ジュンピル氏はこの推進力を「トップダウン」と「ボトムアップ」に分類し、その両方が必要であるとしている<sup>13</sup>。

日本においては、亀岡市、十和田市、鹿児島市以外の自治体では、SC の導入を提案したのが首長であった。また、これら3自治体においても、首長自身の発案でないにしても首長は明確に SC 推進を打ち出している。SC 推進において行政の担う役割が大きい日本の場合、従来から組織の縦割りが指摘されている行政内においてベクトルを一つにすることは、分野横断的な連携を進めるためにも重要となる。そのため、行政のトップである首長が SC のビジョンを示し、重点的

な政策としての位置づけを明確に示すことで、庁舎内における調整は進みやすくなっている。

一方、首長が交代し、新たな首長がSC活動あるいは認証制度の意義を見出せない場合などは、積極的にSCは進めにくく、結果として庁舎内の体制は縮小あるいは弱体化する傾向にある。SC活動のマネジメントを全面的に担う行政の推進体制が弱体化することはSC活動全体に影響を及ぼしている。このように、首長のイニシアチブは、SC活動推進に大きく影響を与えている。しかしながら、SCは多くのアクターが関わる取組みであることから首長の判断だけでは取組みの進退は決まらない。SC導入時から様々な組織の代表や地域住民がワークショップなどを通して地域課題を確認し、協働で対策を講じているなか、首長の意向のみでは取組みは中断されない。現時点では、2つの自治体において新たな首長がSC再認証に消極的な態度を示しているが、いずれもSC活動の推進母体である推進協議会の委員が継続を希望しており、SC活動は継続されている。

このように市民のボトムアップの力は、取組みの継続において大きな役割を果たしている。しかし、もとは、「行政から依頼されたから」という理由で対策委員会に参加する市民や団体の代表がほとんどで、自ら志願するケースは限られている<sup>14</sup>。行政と市民や地域との協働といえ、これまでは行政計画策定審議会などに市民が委員として参加する場合はあるが、多くは意見や感想を述べるにとどまり、実際に計画を実行に移していくのは行政が前提である場合が多い。しかし、SCに関しては、市民は意見を言うだけでなく、自分たちも主体的に動くことが求められる。当初は、市民や地域の代表も、主体者として課題の設定や対策の実践、成果の評価に関わることに大きな戸惑いが見られたが、次第に主体者としての議論や行動がみられるようになっていく。例えば、甲賀市や北本市では、対策委員会が地域の課題や取組みの成果を確認するために独自で調査を行うようになった。

加えて、SCを通して「行政職員が変わった」「職員の能力が向上した」と評価する声もある。SCを進める事務局として、7つの指標を満たすための体制と仕組みを構築し、運営するためには地域とのコミュニケーションが不可欠であることから、「自分で考えて動く」、「調整能力・コミュニケーション能力の向上が見られる」など職員のパフォーマンスの向上が指摘された。また、十和田市のように住民の積極的な取組みに後押しされる形で行政での体制が強化される事例もある。

#### 2.1.4. 対策における変化

重点領域における安全対策についても、SC導入により変化がみられる。基本的に対策委員会においては、新たな取組みを始める必要はなく、まずは既存の対策を整理し、課題と照らし合わせ、必要に応じて変更等を加えていく。そのため、一見すると、国内どこでも見られる安全対策をSCにおいても同様に行っているように誤解される場合がある。しかし、SCでは、分野組織を超えた協働の体制で進めること、安全診断で明らかになった課題に対して重点的に対策を講じることから、同じ事業名であっても、その推進「体制」と「仕組み」が変わってくる。そのため、取組みは、より地域の課題に対応したものになる。例えば、交通安全教室は、これ

まで小中学校を中心に開催されていたが、自転車による交通事故の発生は高校生が最も多いことが安全診断で明らかになった自治体では、交通安全教室の対象を高校生に拡大している。

加えて、亀岡市や箕輪町のように自治会などの単位で SC の手法を取り入れて、独自に地域診断→対策→評価のサイクルを展開し、これまでの取組みを地域の実情に合わせ、よりきめ細かに展開している事例も増えている。

### 2.1.5. 継続性の確保

SC を継続的に展開するための工夫については、今後、市長が代わっても SC が継続されるための行政内での仕組みづくりがみられた。多くの自治体では総合計画などの基盤となる行政計画において、重点政策の一つである「安全安心の向上」を実現するための方策として SC を位置付けている。さらに、SC を推進するための条例を制定した自治体もある。既存の市民の安全に関する条例に SC を位置付けたり（豊島区、小諸市）、SC 推進条例を新たに制定したりしている（厚木市、秩父市）。特に、秩父市では、議員発案の条例とすることで、SC の継続性を確保している。

また、取組みを継続して進めるためには、住民のさらなる理解と参画が重要である。最初の SC 認証までは、目新しさや行政による積極的な啓発活動もあって市民は比較的に関心を示す傾向にある。しかし、認証後、時間が経つにつれて市民の関心度は低下するため、行政の SC 担当者は、市民の関心および参画を向上させるため様々な工夫を講じている。例えば、SC として認証された時期に合わせて年間活動報告などのイベントを開催したり、出前講座などを通して積極的に地域に出向いたりして、SC の概念や取組みの進捗状況を知らせることで SC の認識を高めようとしている。さらに、SC に認証されたコミュニティのみが使用できる SC のロゴを周知に活用し、これまでの安全対策との違いを明確にしている。例えば、公共の場でのバナーや行政の封筒へのロゴを印刷するなど一般的なものに加え、市庁舎の外壁や市が発行する各種証明書に SC のロゴをあしらうなどの工夫もみられる<sup>15</sup>。

### 2.2. 定量的変化

次に、取組みによる定量的な変化について確認する。日本においては、前述したようにロジックモデル<sup>16</sup>を基本に SC 活動の評価の仕組みを組み立てている。ロジックモデルのプロセス「①投入 (input)」「②活動 (activities)」「③結果 (Outputs)」「④成果 (Outcomes)」のうち、①、②、③については、活動評価とし、④を成果評価としている。成果評価 (④) については、インパクト評価をもとに「短期」「中期」「長期」に分類し、それぞれがアウトプットによって影響をうけた「意識・認識の変化」、その結果生じた「行動の変化」、行動の変化によってもたらされた「状況の変化」と段階を追って変化を確認する。

ここでは、課題の把握により取組みが新たに開始されたり、既存の取組みが改善されたりした場合 (活動評価) を 1 ポイント、取組みによって意識や行動などの変容がみられた場合 (短期・中期評価) は 2 ポイント、さらに受傷件数や事故件数の減少など状況の変化がみられた場

合（長期評価）は3ポイントとして対策委員会ごとのスコアを算出した。ただし、単にポイントを合計しただけでは、対策委員会の設置数が多いほど点数が高くなることから、各自治体が得たスコアを対策委員会数×6（フルスコア）で割り戻した（表6）。

この結果、長い間SCに取り組んでいる第1グループのコミュニティは総体的に数値が高く、SCによる影響がみられることを示した。ただし、十和田市については、最初の認証時から2年半の間は、ロジックモデルに沿ったデータを収集していなかったため、活動の変化（活動指標）、それに伴う意識・知識の変化（短期評価）、態度・行動の変化（中期評価）、受傷や事故の発生状況（長期評価）について把握できる数値が限られており、結果として、取組み期間の割にはスコアが低くでている。また、グループ3および4のコミュニティについては、活動経験が浅いこともあり、変化の内容は活動内容の改善や拡大などが主なものとなっており、取組みによる意識や知識、行動などへの影響は限定的である。一方、さいたま市については、まだ課題を把握している状況であるが、SCに先立ち市内の小学校においてインターナショナルセーフスクール（International Safe School：以後「ISS」とする）に取り組んでおり、すでに取組みやそれによる影響がみとめられることから、それらが数値として表れている。

また、重点領域によって、成果にばらつきがみられる。例えば、交通事故予防や防犯、自殺予防、学校での安全については、高いスコアの自治体が比較的に多くみられることから、受傷者などが減少していることがわかるが、高齢者や暴力（虐待）などは対策による成果がまだ数値となって表れにくい状況にある。

表6：コミュニティにおけるSC活動による影響の程度

		グループ1		グループ2							グループ3			グループ4			
		亀岡	十和田	厚木	箕輪	豊島	小諸	栄区	松原	久留米	北本	秩父	鹿見島	甲賀	泉大津	郡山	さいたま
不慮の要因	子ども	6	3	4.5	4.5	4.5	2	6	4.5	4.5	2	2	2	2	0	0	
	学校	6		6		6			6	6	6	6	2			6	
	ISS	1		1		1			1		1					1	
	高齢者	3	4.5	6	4.5	4.5	3	4.5	4.5	6	3	2	3	2	3	0	0
	交通	6	6	12	6	6	6	6	6	3.5	4.5	2	3	2	2	0	0
	労働		3	6								2					
	災害時		3	1	3	3	2	3	3	3	3	2	3	3	2	0	0
	余暇・スポーツ	4.5	3					3				2					
意図的要因	犯罪防止	6		6	6	3	0	2	6	6	3	2			2	0	
	暴力防止		3			3		4.5		2		2					0
	自殺予防	6	6	6	6	6	6	4.5	4.5	6	3	6	2	5	2	0	0
	その他				3	4.5											
獲得スコア①		39	32	49	33	42	19	34	36	37	26	27	21	16	13	0	7
フルスコア②		42	48	54	42	60	30	48	42	48	42	48	42	30	36	36	30
達成率③=①/②		91.7	65.6	89.8	78.6	69.2	63.3	69.8	84.5	77.1	60.7	56.3	50.0	53.3	36.1	0.0	23.3

出典：各自治体のSC認証審査申請書、現地審査用報告資料および年間レポートをもとに筆者作成

### 3. 考察

SCには、「転倒予防体操」や「交通安全講座」、「ゲートキーパー講座」など、どの自治体でもみられる取組みも多い。そのため、SCの視察等では、「自分たちも同じ取組みをすでにやっている。あえてSCを導入する必要があるのか?」という疑問がでる場合がある。しかし、本研究を通して、SCによる影響は、取組みの内容やそれによる（長期的）成果だけではなく、取組みを進める体制や仕組み、推進力、長期的成果に至るまでの短期・中期的成果などをあわせてみていくことで従来の取組みとの違いがみえてきた。

#### 3.1. 定性的変化がコミュニティに与える影響

コミュニティの安全は、防犯や災害など様々な分野があり、それぞれの分野において、関連組織や団体が行政の担当部課などと連携しながら取組みを進めている。SCの導入によって、安全向上というテーマのもと全市（町）的な協働体制が整えられた。これにより、例えば、交通事故においてハイリスクとされている高齢者への対策に関して、交通安全対策委員会と高齢者安全対策委員会が連携し、高齢者のリスクに特化した交通安全教室を実施することができるようになった。また、これまで行政だけでは十分に対応できなかった課題についても、対策委員会がその所属等の特性を生かして補完することができるようになった。例えば、安全に関する情報発信拠点としてコンビニエンスストアなどと連携（亀岡市、泉大津市）したり、自動車学校と連携して交通安全教育の機会を増やしたり（小諸市、鹿児島市）している。さらに、また、行政内においても、庁舎内のSC連携体制を通して他の部課とのつながりが多層的に構築されている。

また、仕組みに着目すると、3ステップのなかでも「データや経験に基づいた課題の把握（安全診断）」と「取組みの評価」の部分が新たに導入あるいは強化されている。関連アクターが協働で地域の課題を検討する「場（プラットフォーム）」が設置されることで、地域の問題点や既存の対策に関する情報などが共有され、課題や目標について共通認識を得ることができる。さらに、SCを通して行政事業だけでなく地域および関連組織の取組みを加えた全市（町）的な対策の評価と成果の確認が可能になった。

取組みを推進する能力（推進力）においては、まず、市民による関与と主体性が向上した。これまでも協働によるまちづくりは進められているが、主に行政が自らの都合のなかで対策案やスケジュール案を用意し、それに対する市民の声を聴きながら調整する方法が主流であった。また、事業の実施において自治会や市民の協力を得て行政が行う場合が多く、市民の関与は補完的な傾向にあった。しかし、SCにおいては、関連アクターがフラットな立場で問題解決に関わる。そのため、市民も積極的に課題の設定、対策の実践、効果の検証に関わる姿がみられるようになった。

対策については、様々な立場の対策委員が主観的および客観的な側面から地域の実情を分析することで、課題の全容が理解でき、講じるべき対策の「目的」「目標」「対象」が具体的に

た。例えば、高齢者の外的要因による救急搬送で多いのは「自宅（屋内）」で「転倒」による受傷であることが明らかになると、行政や地域など様々な立場から「何をすべきか」「何ができるか」が検討される。例えば、行政は、従来から転倒予防体操などの事業を実施しているが、高齢者全員が参加できるわけではない。しかし、SCを通して高齢者との接点が多いアクターとつながることで、これまでカバーできなかった高齢者への新たなアプローチが可能となっている。

さらに取組みを継続させるために、行政計画や条例などによって「行政としての継続性」が確保されるようになった。加えて、SC認証はコミュニティに「国際基準で取組んでいる」という自信を与えるとともに5年ごとの再認証が取組みを続けるためのペースメーカーとなっている。

その他、SC以外の分野への影響もみられている。まず、SCを通して培われたコミュニティのネットワークは他の領域にも生かされている。例えば、松原市は、SCのつながりを足掛かりに海外のSC認証コミュニティと姉妹都市提携を締結し、経済や教育など広範囲にわたる交流を展開している。財政的な視点からみると、泉大津市では、ふるさと納税の制度を活用したSC基金を設置し、前年まで約1,500万円の活動資金を確保した。さらに、SCをとおした安全なまちづくりに賛同する市内の企業から救急車の寄贈を受けた。

### 3.2. 定量的変化がコミュニティに与える影響

定量的側面については、取組みによる変化をオールコミュニティの単位で包括的に確認できるとともに、細かな変化を確認できるようになった。例えば、活動評価として、取組みの対象者の拡大、内容や実施方法の変更などについて、行政を含む「コミュニティ」の単位で確認できるようになった。また、短期・中期の評価として、取組みによる対象者の意識や行動の変化について確認されるようになった。その結果、例えば自殺対策においては、「ゲートキーパー講座」の成果を単に受講者数や自殺者数で評価するのではなく、「受講者の知識が増えた」「学んだことが実際に役に立った」などの成果が確認されるようになった。さらに、長期的評価については、より具体的な数字で成果を確認できるようになった。例えば、特定の交差点での交通事故の減少を目標とした取組みをしているのであれば、全市の交通事故発生件数ではなくその交差点での事故発生件数を確認している。実際、SCに取組む自治体では、自殺、交通安全、犯罪に関しては、自殺者数、交通事故数、犯罪発生件数などにおいて対策に対応して数値の変化が確認されている。さらに、ISSに取組んでいるコミュニティにおいては、SCより短い期間で取組みの改善、児童・生徒の行動や外傷発生件数等における影響が確認されている。

### 3.3. SCを推進するうえでの課題点

このようにSC活動の導入による変化を確認できた一方で、今後にもつ課題もみえてきた。まず、分野横断的な協働が基盤とされているものの、市民の意識の中にはこれまでの行政との

関係のなかで位置づけられた役割の意識が残っており、「自分たちの関与は、行政がもつ写真の範囲内」「自分たちに求められているのは意見や感想で、行政が施策へ反映させ、実施する」という意識が根強くみられる。また、対策委員会のメンバーの多くは、「安全診断」「根拠に基づいた対策の企画・実施」「取組に対する評価」のステップを踏んで取組みを進めることに慣れていない。特に、評価方法と指標の設定に苦心している。そのため、最初の認証申請の際には「とりあえず」指標を設定し、取組みを進めるなかで変更、改善している自治体も多い。

さらに、行政が委員会等の事務局を担っているため、数年ごとに事務局の担当が異動することが取組みの継続性を難しくしている。新しい担当者は、取組みや評価を設定した経緯までは引き継いでいない。そのため、時間の経過とともに課題や取組み、評価の方法などが実情とかい離れた場合でも、違和感を抱きながらも変更せずに継続しようとする場合がみられる。

加えて、本来、これら成果指標やデータに関する問題点への対応が期待されるのが外傷サーベイランス委員会であるが、形骸化して機能していない場合もみられる。また、箕輪町など小規模自治体においては、取組みの成果を統計的に確認するのは困難な場合がある。

### 3.4. 今後の SC 研究に向けた課題

本研究を通して、上記のように定性的、定量的な変化が確認できた一方で、今後の各研究にむけていくつかの課題も見えてきた。例えば、定性的変化を可視化するにあたっては、各コミュニティで見られた変化を列挙し、各項目に1ポイント（マイナスの変化には-1ポイント）を与えた。しかし、これらの項目は、直接SCに関して確認できた変化であり、全ての変化を拾いきれているわけではない。例えば、SCが行政の事業や制度へ与えた影響などは部分的にしか把握できていないと思われる。さらに、今後、SCの実績が増えるにつれて取組みの内容やそれによる変化も多様化することが考えられる。今後は、変化の種類や程度をより細かく確認するためにも、「尺度」の精査が必要であろう。例えば、変化の内容や程度に応じたポイントの重みづけを検討することも考えられる。

さらに、定量的変化には、取組みごとではなく領域別にポイントを与えているが、それぞれの取組みで進捗状況に差があることを考えると、今後は、取組みごとに変化の状況を確認し、より事実に基づいた評価をする必要がある。

## 4. おわりに

2006年に亀岡市が日本で初めてSCに着手して以来、この10年間でSCに取組むコミュニティは16となった。それぞれのコミュニティへの行政あるいは議員による視察も増えており、SCの認知度および関心は10年前とは比較にならないほど高まっている。その背景には、「地域の安全向上」に加えて「まちづくり」の視点からの関心がある。

SCの取組みをみると、目新しいものというよりはどこの自治体でも見られるものも多い。しかし、SCを進めるにあたっては、行政の縦割り、分野や組織を超えて様々な立場のアクター



が主体者として課題解決に取り組む「プラットフォーム」を構築することが求められる。さらに、行政の各部課や関係組織に点在している情報を収集・分析して地域診断を行い、重点領域と重点課題を設定し、組織や団体が個々に実施している事業や活動に「横ぐし」をさしつつ対策を講じ、さらにその成果を評価していくには、それなり労力と調整を要するし、そのための能力も必要となる。また、住民や地域の組織団体が主体的に参画することで、行政だけの都合で進められない場合もでてくる。

SCを進めているコミュニティでは、これら一連のチャレンジをこれからのまちづくりに必要な要素としてとらえている。SCによる影響はまだ限定的ではあるが、SCによる「協働の体制」「課題解決の仕組み」「推進力の向上」など質的側面においては変化がみられており、それらを成果としてとらえている首長も少なくない。

SCという枠組みのなかでは「安全向上」とくに「外的要因による傷害の予防」が対象であるが、SCを通して得られる質的变化、特に「体制」「仕組み」「能力」の3つの要素は、安全の枠を超えて自治体運営、まちづくり全般においても活用できる。安全向上の取組みとして世界的に普及しているSCであるが、日本においては、それに加えて「まちづくり」の視点から期待が高まっている。

## 謝辞

本研究は、JSPS 科研費（課題番号 JP26350441）の助成により行いました。

本稿を執筆するにあたっては、日本においてSCを推進しているコミュニティのSCご担当者から情報や資料の提供をいただきました。また、首長の皆様もご多忙なか時間を割いてインタビューにご対応くださいました。

これら関係者及び組織の皆様へ深く感謝申し上げます。

注

<sup>1</sup> 内閣府「平成 19 年版国民生活白書」

(ウェブサイト：[http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h19/01\\_honpen/html/07sh020103.html](http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h19/01_honpen/html/07sh020103.html))

(内閣府「住民自治組織に関する世論調査」(1968 年)、「国民生活選好度調査」(2007 年))

<sup>2</sup> 白石陽子 報告書「安全なまちづくり 日本版『セーフコミュニティ』の進め方」2015 年 3 月、5-9 頁

<sup>3</sup> SC 認証センターは、2015 年 9 月までカロリンスカ大学 (スウェーデン) と WHO (世界保健機関) が協働で設置した「地域安全向上推進のための協働センター (Collaborating Center on Community Safety Promotion) が担っていたが、2015 年 10 月より NGO 法人「国際セーフコミュニティ認証センター」として独立した。そのため、現在は、WHO の規定に基づき、改めて WHO との協働センター (Collaborating Center) となるための手続きを行っている。

<sup>4</sup> WHO Collaborating Center on Community Safety Promotion

(ウェブサイト：[http://www.ki.se/csp/who\\_safe\\_communities\\_en.htm](http://www.ki.se/csp/who_safe_communities_en.htm))

なお、該当する外的要因は、ICD10 (International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems: 国際疾病分類第 10 版) 19 章 (S00-T98) 及び 20 章 (V01-Y98) を含む

<sup>5</sup> International Safe Communities Indicators that must be fulfilled (ウェブサイト：<http://isccc.global/indicators-that-must-be-fulfilled>)

2012 年 1 月より「指標 4」が加わり、6 指標から 7 指標になった。

1. An infrastructure based on partnership and collaborations, governed by a cross-sector group that is responsible for safety promotion in their community;
2. Long-term, sustainable programs covering genders and all ages, environments, and situations;
3. Programs that target high-risk groups and environments, and programs that promote safety for vulnerable groups;
4. Programs that are based on the available evidence;
5. Programs that document the frequency and causes of injuries;
6. Evaluation measures to assess their programs, processes and the effects of change;
7. On-going participation in national and international Safe Communities networks.

<sup>6</sup> Ekman D., Svanström L., *Guidelines for applicants to the International Network of Safe Communities and Guidelines for maintaining membership in the International Network of Safe Communities*, 13 November 2008, pp.4-5

<sup>7</sup> 白石陽子 報告書「安全なまちづくり 日本版『セーフコミュニティ』の進め方」2015 年 3 月、1-3 頁

<sup>8</sup> WHO Collaborating Center on Community Safety Promotion, -Introduction

(ウェブサイト：[http://www.phs.ki.se/csp/who\\_introduction\\_en.htm](http://www.phs.ki.se/csp/who_introduction_en.htm))

ファルシェーピングは、1991 年に SC として認証された (世界で 5 番目)

<sup>9</sup> 詳細については、白石陽子「WHO『セーフコミュニティ』モデルの普及に関する研究 - 『予防』に重点を置いた安全なまちづくり活動が世界的に普及する要因に関する考察 -」(政策科学 15 巻 1 号 30-31 頁、2007 年 10 月 立命館大学) を参考にされたい。

ワン・コイは、現在は認証コミュニティのリストには掲載されていない。タイのコミュニティが、その後改めて SC として認証されたのは Wang Sai Phun 及び Tambon Talad Kreab (いずれも認証は 2011 年) である。

<sup>10</sup> 台湾については、台湾の SC 支援センター長を務めるパイ・ル氏が 1995 年にカナダのマクマリーで開催されたセーフコミュニティ国際会議に出席したことをきっかけに SC を台湾へ導入する動きが始り、

2007年に4つのコミュニティが認証されて以来、アジアのなかでも最もSCが活発である。韓国については、2000年ごろ、韓国のSC支援センター長を務める、チョ・ジュンピル氏がアメリカでその概念を学び、帰国後、スウォン市とともに活動を開始したのが始まりとなっている。

<sup>11</sup> 自治体によっては、「対策懇談会」「対策分科会」などの名称もある。

<sup>12</sup> インターナショナルセーフスクール（International Safe School; ISS）とは、SCの学校版の取組みで、子ども、教職員、地域などの協働により、学校及び学校を取り巻く地域の安全向上に取り組む活動である。SCとは別の認証制度があり、3年ごとに認証申請を行う。

<sup>13</sup> チョ・ジュンピル 秩父市SC認証式典記念シンポジウムにける講演（2015年11月）より

<sup>14</sup> 2016年の時点では、北本市だけが委員の一部を市民公募で参加を募っている。

<sup>15</sup> 松原市

（ウェブサイト：<http://www.city.matsubara.osaka.jp/index.cfm/6,53915,35,164.html>）

<sup>16</sup> McLaughlin J.A., Jordan G.B., *Logic models- a tool for telling your programs performance story*, Evaluation and Program Planning 22 (1999), 65-72

## 参考文献

### 資料

#### 厚木市

- 『セーフコミュニティネットワークメンバーになるための申請書 様式 A および補足説明書』2015年
- 認証申請現地審査報告資料（PPT）、2015年
- パンフレット『セーフコミュニティ あつぎ～安心・安全に暮らせる魅力的な地域社会の実現に向けて～』2015年

#### 泉大津市

- 『セーフコミュニティネットワークメンバーになるための申請書』（様式 A および補足説明書）2016年
- 認証申請現地審査報告資料（PPT）、2016年

#### 鹿児島市

- 『セーフコミュニティネットワークメンバーになるための申請書』（様式 A および補足説明書）2015年
- 認証申請現地審査報告資料（PPT）、2015年

#### 亀岡市

- 『セーフコミュニティネットワークメンバーになるための申請書 様式 A および補足説明書』2012年
- 認証申請現地審査報告資料（PPT）、2012年
- 『セーフコミュニティ活動年間活動報告書』、2013年、2014年、2015年

#### 北本市

- 『セーフコミュニティネットワークメンバーになるための申請書』（様式 A および補足説明書）2014年
- 認証申請現地審査報告資料（PPT）、2014年
- 『セーフコミュニティ活動年間活動報告書』、2015年

#### 久留米市

- 『セーフコミュニティネットワークメンバーになるための申請書』（様式 A および補足説明書）2013年
- 認証申請現地審査報告資料（PPT）、2013年
- 『セーフコミュニティ活動年間活動報告書』、2014年、2015年
- パンフレット『みんなで取り組む安全安心のまちづくり セーフコミュニティ 国際認証都市 久留米市みんなでやろうセーフコミュニティ』2015年

甲賀市

- 『セーフコミュニティネットワークメンバーになるための申請書』（様式 A および補足説明書）2015 年
- 認証申請現地審査報告資料（PPT）、2015 年

小諸市

- 『セーフコミュニティネットワークメンバーになるための申請書』（様式 A および補足説明書）2012 年
- 認証申請現地審査報告資料（PPT）、2012 年
- 『セーフコミュニティ活動年間活動報告書』、2013 年、2014 年、2015 年

秩父市

- 『セーフコミュニティネットワークメンバーになるための申請書』（様式 A および補足説明書）2015 年
- 認証申請現地審査報告資料（PPT）、2015 年

豊島区

- 『セーフコミュニティネットワークメンバーになるための申請書』2012 年
- 認証申請現地審査報告資料（PPT）、2012 年
- 『セーフコミュニティ活動年間活動報告書』、2013 年、2014 年、2015 年

十和田市

- 『セーフコミュニティネットワークメンバーになるための申請書 様式 A および補足説明書』2014 年
- 認証申請現地審査報告資料（PPT）、2014 年
- 『セーフコミュニティ活動年間活動報告書』、2015 年

箕輪町

- 『セーフコミュニティネットワークメンバーになるための申請書』2011 年
- 『セーフコミュニティ活動年間活動報告書』

松原市

- 『セーフコミュニティネットワークメンバーになるための申請書』（様式 A および補足説明書）2013 年
- 認証申請現地審査報告資料（PPT）、2013 年
- 『セーフコミュニティ活動年間活動報告書』、2014 年、2015 年
- パンフレット『マッキーの知っとこ！セーフコミュニティ』2016 年

横浜市栄区

- 『セーフコミュニティネットワークメンバーになるための申請書』（様式 A および補足説明書）2012 年
- 横浜市栄区認証申請現地審査報告資料（PPT）、2012 年
- 『セーフコミュニティ活動年間活動報告書』、2014 年、2015 年

Bangdiwara, S., *Quality Management for a sustainable safe community program Logical linkages 2: Evaluation-monitoring/process and outcome*, May 2014

(第7回アジア地域セーフコミュニティ会議(韓国釜山)プレコンフィレンス・ワークショップ報告資料)

Ekman D., Svanström L., *Guidelines for applicants to the International Network of Safe Communities and Guidelines for maintaining membership in the International Network of Safe Communities* (セーフコミュニティ国際ネットワークへの申請及びメンバーシップ継続のためのガイドライン 白石陽子訳), WHO Collaborating Centre on Community Safety Promotion, Karolinska Institutet, 2008

Quebec WHO Collaborating Center for Safety Promotion and Injury Prevention, WHO Collaborating Centre on Community Safety Promotion, World Health Organization(WHO), *Safety and Safety Promotion: Conceptual and Operational Aspects*, 1998

日本における安全なまちづくり「セーフコミュニティ」の10年間の実績に関する考察（白石）

Svanström L., *The Safe Community Story*, May 2014

(第7回アジア地域セーフコミュニティ会議(韓国釜山)プレコンフィレンス・ワークショップ報告資料)

## 報告書

白石陽子「安全なまちづくり 日本版『セーフコミュニティ』の進め方」2015年3月

## 論文

白石陽子「WHO『セーフコミュニティ』モデルの普及に関する研究－『予防』に重点を置いた安全なまちづくり活動が世界的に普及する要因に関する考察－」（政策科学 15 巻 1 号 30-31 頁、2007 年 10 月 立命館大学）

McLaughlin J.A., Jordan G.B., *Logic models- a tool for telling your programs performance story*, Evaluation and Program Planning 22 (1999), pp.65-72

Welander G., Svanström L., Ekman R., *Safety Promotion –an Introduction 2nd Revised Edition*, Karolinska Institutet, 2004

## ウェブサイト

International Safe Communities

ウェブサイト：<http://isccc.global/>（アクセス 2016 年 10 月 30 日）

WHO Collaborating Center on Community Safety Promotion, -Introduction

ウェブサイト：[http://www.phs.ki.se/csp/who\\_introduction\\_en.htm](http://www.phs.ki.se/csp/who_introduction_en.htm)（アクセス 2014 年 12 月 31 日）

地方創生推進事務局 松原市「地域再生計画」

ウェブサイト：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/dai39nintei/plan/a430.pdf>  
（アクセス 2016 年 10 月 30 日）

内閣府「平成 19 年版国民生活白書」（内閣府「住民自治組織に関する世論調査」（1968 年）、  
「国民生活選好度調査」（2007 年）

ウェブサイト：[http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h19/01\\_honpen/html/07sh020103.html](http://www5.cao.go.jp/seikatsu/whitepaper/h19/01_honpen/html/07sh020103.html)  
（アクセス 2016 年 10 月 30 日）

松原市

ウェブサイト：<http://www.city.matsubara.osaka.jp/index.cfm/6,53915,35,164,html>  
（アクセス 2016 年 10 月 30 日）

